

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園  
教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のとおり、給料月額の引下げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均 783円( 0.19%)

給料 664円

はね返り 119円

- 1 類初任給までの号給等については、人材確保等の観点から、引下げを行わない。
- 2 医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、改定を行わない。

2 平成25年3月に支給する期末手当に関する特例措置

本年4月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成25年3月に支給する期末手当の額について、本年4月から12月までに支払われる給料等の合計額に公民較差率( 0.19%)を乗じた額と本年6月及び12月に支払われる期末手当及び勤勉手当の合計額に公民較差率を乗じた額とを合算した額を減じることとする。

医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。

3 施行期日

平成25年1月1日